

一般定期健康診断受診費用助成金交付要綱

(平成 30 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者が実施する労働安全衛生法に定められた一般定期健康診断受診に係る費用の一部を助成し、健康状態に起因する交通事故の未然防止に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、**長野県内事業所で選任された運転者のみ**とする。

(対象診断)

第 3 条 **労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断のみ**とし、**運転者年 1 回**とする。

(助成交付額及び助成上限人数)

第 4 条 **運転者 1 名あたり 1,000 円**とし、一会員に対する助成限度額は、協会費算定の**車両台数を上限**とする。(協会届出車両台数又は運転者数のいずれか少ない数)
但し、予算範囲内で、受付順に助成する。なお、予算超過時においては、受診日の早い順とする。

(助成期間)

第 5 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月末日までに受診し、受診費用の支払が完了したものとする。

(助成金の申請)

第 6 条 一般定期健康診断を実施し、当該費用の支払が完了した会員は、別紙「一般定期健康診断受診費用助成金交付申請書」(対象者 ドライバー専用)に必要書類を添付し、県ト協会長に対して次の期間にまとめて申請するものとする。

第 1 期 4 月～9 月までの受診分 ⇒ 平成 30 年 10 月 12 日

第 2 期 10 月～2 月までの受診分 ⇒ 平成 31 年 3 月 5 日

(助成金の交付)

第 7 条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書内容を審査し本助成要件に適合すると認めた場合には、第 4 条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第 8 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成をしない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 9 条 **助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は別に定める。

(附則)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。